

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

平成29年2月28日

## 原告ら第7準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	馬奈木 昭 雄
同	板 井 優
同	高 橋 謙 一
同	魚 住 昭 三
同	平 山 博 久
同	緒 方 剛
同	毛 利 倫
同	田 籠 亮 博
同	八 木 大 和
同	鍋 島 典 子
同	中 川 拓
原告ら訴訟復代理人弁護士	井 上 恵 梨

## 目次

第1	はじめに	4
第2	計画規模について	
1	はじめに	5
2	被告の反論	5
(1)	長崎県評価指数について	5
(2)	川棚川の計画規模1/100は全国の各点分布の中央付近にあることについて	6
(3)	中小河川の手引き「(参考)計画規模設定方針」について	6
(4)	河道計画において考慮すべき河道状況について	7
(5)	河道断面が昭和50年のものか否かについて	8
3	計画規模設定の恣意性	8
(1)	ダム計画により変化する計画規模	8
(2)	求釈明	9
第3	基本高水流量について	
1	はじめに(基本高水流量の発生確率の検討の必要性について)	10
2	対象降雨継続時間内の雨量と降雨強度は同じか	11
3	降雨強度について	13
(1)	はじめに	13
(2)	降雨強度とその超過確率	13
(3)	1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の降雨強度の超過確率が同じか	14

(4) 降雨量の超過確率と1時間あたりの降雨強度の超過確率の違い	15
2 対象降雨の洪水到達時間内雨量の年超過確率は1 / 100との主張	17
3 年超過確率そのものについて反論がない事実	20
4 結論	20
<b>第4 上流の越流により想定する流量となることがない点</b>	
1 原告ら主張	21
2 原告の主張を基礎づける起業者作成の資料	21
3 被告の反論状況	22
4 被告の反論には何ら根拠がない点	22
5 結論	23
6 求釈明事項	23
<b>第5 石木ダムの効果及び必要性にかかる原告らの反論</b>	<b>24</b>
1 はじめに	24
2 被告の主張	25
3 ①堤防には余裕高が必要である, という点について	26
4 ②代替案について	27
5 ③過去の洪水の原因分析について	27
<b>第6 結語</b>	<b>29</b>

本準備書面では、被告準備書面4に対する反論を述べる。

## 第1 はじめに

本訴訟においては、治水の面からも本件石木ダム建設事業は、そもそも治水目的によるものではない事業であることが明らかになっている。そこで、本準備書面では、起業者において、石木ダム建設の「結論ありき」にて恣意的に計画規模・基本高水流量の数値を操作したものであることを明らかにするとともに、他方で、石木ダム建設の必要性がない事を基礎づける事情（起業者及び被告にとって都合の悪い事情）、具体的には、流量の発生確率やダム建設による現実的治水効果がない点については敢えて無視するなどして策定・認定された事業であることを再確認する。

これまでの被告主張を概観すると、

①治水面において、被告らは第4準備書面においても真摯に原告らの主張（失われる利益との対比における公益性・必要性及び各治水上の具体的問題点の指摘）に向き合っていないこと、

②被告は原告ら第5準備書面記載の主張(恣意的な計画規模の設定、恣意的な基本高水流量の設定、石木ダムの治水上の効果がないこと)に対して有効な反論は一切行わず、都合の悪い議論については正面からの議論を回避すべく、その場しのぎの形式的主張を繰り返していること、

③①～②の結果、かえって起業者が「結論ありき」で治水計画を策定した事情及び事業認定に際しても杜撰な公益性の認定がなされていること、  
がいずれも明らかになっている。

以下、計画規模、基本高水流量、上流における越流、石木ダムの効果及び必要性について順に述べる。

## 第2 計画規模について

### 1 はじめに

原告らは、本訴訟において一貫して『長崎県は石木ダム建設という「結論ありき」で、その結論を導きだせるように川棚川水系河川整備基本方針において計画規模を1／100にした。』と指摘してきた。

そして、以下述べる通り、被告の反論によって、かえって、原告らの従前主張が裏付けられたというべきである。

### 2 被告の反論

被告は、第4準備書面において次の通り主張するが、いずれも従前の主張を繰り返すのみであり、原告らの主張に対する反論はなされていない。

#### (1) 長崎県評価指標について

まず、長崎県評価指標について被告は、河川流域重要評価指標の設定は地理的特性や過去の災害等のその地域の事情を考慮することを前提としているのであり河川管理者の裁量にゆだねられている、長崎県評価指標は適正である旨、従前の主張を述べる。

しかし、原告は第5準備書面（第2・2(2)）で主張したとおり、個別の河川の整備基本方針についてであれば、地理的特性および過去の災害の履歴を踏まえ設定することも理解できるが、一般的な評価指標において地理的特性を盛り込むことは不可能である旨述べた。長崎県内には多くの河川が流れており、その河川が流れる地理的特性は個別の河川毎に様々である。それを一般的な評価指標の中で評価することはできない。また、過去の災害の履歴も同じく、個別災害履歴は長崎県内の一部の地域に起きた災害にすぎない。一般的な評価指標において過去の災害履歴をそのまま盛り込むことは無意味である。そして、長崎県のみ全国的基準や他の自治体の基準を大きく異にする合理的

理由は存在しない。

- (2) 川棚川の計画規模 1 / 100 は全国の各点分布の中央付近にあることについて

被告は、川棚川は計画規模と流域の各重要度評価指標との関係図中の計画規模 1 / 100 での線にある各点の分布ではいずれも中央値付近にあり、全国的な基準からかけ離れたものとはなっていない旨、従前の主張を述べる。

しかし、これも原告は第 5 準備書面（第 2・2(3)）に記載したとおり、二級河川工事実施基本計画検討の手引き（乙 C 9）16 頁によれば「図 2・2・2 に示した計画規模と各指標との関係は、バラツキが大きく相関係数は 0.3～0.4 程度の値であり回帰式表示はあまり意味をもたない」とされており、被告指摘の関係図自体あまり意味をもたないものである。さらに、同関係図によっても、評価指標の各要素ごとにみると川棚川の規模であれば 1 / 30 ないし 1 / 50 の計画規模に設定している河川が多いのである。

- (3) 中小河川の手引き「(参考) 計画規模設定方針」について

被告は、「河川形態あるいは地域条件に応じて」その計画規模に差をつけるという考え方があると述べ、川棚川は掘込河道のみならず、築堤河道の部分もあるや、都市部に相当する場所もあると述べる。

しかし、川棚川は基本的に掘込河道である。築堤河道の部分はわずかでしかない。基本的に掘込河道である川棚川について掘込河道もあるから 1 / 100 としたとの主張は詭弁である。仮に築堤河道部分があるとしても、築堤河道は田園地域に存在するに過ぎず、築堤河道で田園地域の場合、同表によると計画規模は基本 1 / 10、当面 1 / 5 とされているに過ぎないのである。

また、都市部に相当する場所もあると述べるが、都市域があるとし

ても密集地域ではないからせいぜい1 / 50である。

(4) 河道計画において考慮すべき河道状況について

被告は、「河川整備基本方針策定における計画規模設定の基本的な考え方」（甲C14）の現況及び将来での評価とは、氾濫区域内の資産の状況変化に応じて評価されるべきことであり、現況の河道によるべきとされているわけではない、計画規模は事業を実施する前に決定することが文理上明らかであり、事業着手時点の現況河道により算出されるものである、本明川のシミュレーションは想定氾濫区域図ではなく、浸水想定区域図であると主張する。

しかし、被告は、答弁書49頁以下において川棚川の治水計画は平成17年の川棚川水系河川整備基本方針及び平成19年に策定され、平成21年に改正された川棚川河川整備計画に基づくものであると主張し（答弁書・49頁）、計画規模は平成17年の基本方針で1 / 100と定められたと主張している。そして、平成17年に定めた計画規模1 / 100を前提に、基本高水を算出し、治水計画として代替案との比較も行われたと主張している。その結果、石木ダム建設案が選択され、現在実行されようとしているのである。

そうであれば、検討されるべき基礎事情は、当然、計画を立てた時点の現況による他ない。昔の河川を前提に治水計画を考えても全く無意味である。しかも、その河道は30年以上前の河道というのであるからなおさらである。昭和50年度から一連の事業として河道整備とダムとの最適な組み合わせによる治水対策を進めてきたことから昭和50年当時の河道を前提にするとの被告の主張は詭弁でしかない。

全体計画で計画規模を昭和50年当時の河道を前提にして1 / 100としたとしても、平成17年川棚川河川整備基本方針策定時に基本高水流量の検証の前提として計画規模についても検証が行われて

いる。仮に、昭和50年以降、計画規模を1/100としていたとしても、平成17年時点で5指標の内3指標が1/50相当であったのであるから、その時点で計画規模は1/50に改訂されなければならなかったのである。

#### (5) 河道断面が昭和50年のものか否かについて

被告は、昭和50年から平成2年7月の洪水時までの間に、これが氾濫したような大きい降雨の記録はなく、15年間のという短い期間内に必ずしも確率どおりに雨が降るとは限らないから、数年おきに洪水が発生する状況にないから昭和50年当時の原始河道が疑わしいという原告らの主張は根拠にかけると主張する。

しかし、川棚川の改修前河道では流下能力が1/2～1/5にとどまっている区間が少なからずあり、1/2を下回っている区間さえある(甲C16・6頁・図1.3.3)。15年間もの間、一度も2年に1度降る確立の雨が一度も降らないことがあるだろうか(15年間、2年間に1度降る可能性のある雨が一度も降らない確率は、単純計算すると2の15乗であり、3万2768分の1の確率である。)。そのような可能性は考えにくく、やはり長崎県の使用した原始河道は昭和50年当時のものですらない可能性が極めて高いのである。

### 3 計画規模設定の恣意性

#### (1) ダム計画により変化する計画規模

また、今回の被告準備書面において川棚川水系における治水事業の沿革と計画規模の変遷が明らかになったことによって、長崎県の計画規模設定の恣意性及び原告の主張が正しかったことが裏付けられたといえる。



すなわち、川棚川水系における計画規模は昭和33年頃に1/30であったが、石木ダム建設事業に着手した昭和50年に突如1/100に変更されている（被告第4準備書面7～8頁）。これは、原告が従前から主張していた「1/100にしなければ石木ダムが作れなかったためである」との主張が正しかったことの証左である。

長崎県はダムを造るために計画規模を恣意的に操作しているのである。このことは、原告が第5準備書面で指摘した本明川ダムについてダム計画が持ち上がった平成3年に突如計画規模が1/80から1/100に変更されていることから裏付けられる。

石木ダムも本明川ダムもダム計画が持ち上がると計画規模が変更されているのである。

## (2) 求釈明

ア 被告は、川棚川水系の計画規模について長崎県の二級河川流域重要評価指標に基づき算出したと主張している。しかし、長崎県の二級河川流域重要評価指標は平成11年に作成された基準であり昭和50年当時には存在しない。昭和50年時点において計画規模が1/100とされていたとすると、計画規模1/100と設定した根拠及び裏付ける証拠を開示されたい。

イ 長崎県が管理する各河川の河川整備基本方針の計画規模をきめるにあたり、氾濫面積等の算出においていつの時点の河道データを使ったのかを明らかにされたい。

ウ さらに、各河川の計画規模を決めるときに用いた氾濫面積と、浸水想定区域図の作成で求めた氾濫面積を各河川について示されたい。

エ 被告は川棚川の原始河道の氾濫シミュレーションでは「昭和50年当時に測量した河川縦断図ないし横断図を基にデータ化したもの」を用いたと主張している。ついては、昭和50年当時に測量したという

川棚川の河川縦断図ないし横断図を明らかにされたい。

### 第3 基本高水流量について

#### 1 はじめに（基本高水流量の発生確率の検討の必要性について）

被告は、結局のところ、起業者が基本高水流量を定めるにあたり  
手続上の問題がないから、基本高水流量が現実発生する確率を  
検討する必要がない旨の主張をしている。これは言い換えると、相  
応の手続きをとっていけば、現実発生する確率がほとんどない洪水  
（及びその際の流量としての基本高水流量）を想定して治水計画を  
定めたとしても、治水計画としては問題がないと主張するものであ  
る。

原告らが問題としているのは、現実発生する確率が計画規模  
(1/100年)に比して極めて低い基本高水流量をあえて設定してい  
る点である。治水計画の基礎となる基本高水流量において、恣意的  
な数値を用いることはすなわち治水計画そのものが恣意的なもの  
であることを端的に示す。

その結果、必要となる巨額な費用と、得られる公共的利益を比較  
すると、500年以上の期間に一度の確率でしか発生しない洪水のため  
に（かかる期間に比して）耐用年数の短いダム建設に巨費を費や  
すこととなる以上、本件事業によって得られる公共的利益は費やさ  
れる事業費に比して極めて乏しいことが明らかである（費用便益  
比）。すなわち、本件事業は土地収用法20条3号の、「事業計画が  
土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」との要  
件を満たさない、費用便益比が確実に1を下回る事業計画であるた  
め、違法な事情であることが明らかなのである。

このため、現に本事業計画において想定している洪水時の流量（基本高水流量）となる確率を適切に算定・評価することは非常に重要であり、単に起業者が相応の手続きを行ったか否かはそもそも検討すべき対象ではない。

にもかかわらず、被告の主張はことさらにかかる本質的な問題点についての議論を回避すべく、抽象論・手続論に終始しており、誠実な訴訟追行とは到底評価しえない。

## 2 対象降雨継続時間内の雨量と降雨強度は同じか

被告は、中小河川の手引き案の記載の一部(乙 C12・35頁)を引用した上で、対象降雨継続時間内（3時間）の雨量と降雨強度は同じ意味などと強弁する。

しかし、前提として、被告の引用する手引き案(乙 C12)は何ら河川計画の設計基準として法的な根拠を持つものではなく、計画の手引きの案として作成されているものにすぎず、公的に承認されているものでない。したがって、かかる私的な書面自体の記載は法的評価の準則たりうるものではない。

そして、被告はかかる書面を引用して「一方、実績降雨を引伸ばす方法では、検討に用いる降雨継続時間は実績値を用い、計画降雨継続時間は実績値を用い、計画降雨継続時間は引伸ばしを行う計画降雨継続時間内の雨量（あるいは降雨強度）が計画降雨量となる。」との記載があるとして、対象降雨継続時間内の雨量と降雨強度は同じ意味で取り扱われているなどと主張している。しかし、そもそも引用自体が正確ではない。

ここ(乙 C12・35頁、3.4のうち下から2段落目)では、正確には、「一方、実績降雨を引伸ばす方法では、検討に用いる降雨継続時間は実績値を用い、計画降雨継続時間は実績値を用い、計画降雨継続

時間は引伸ばしを行う継続時間のことである。」（降雨強度式を用いる方法と実績降雨を引伸ばす方法の）「いずれの方法でも計画降雨継続時間内の雨量（あるいは降雨強度）が計画降雨量となる」との記載がなされている。

ここで説明をしているのは、①「計画降雨」は二つの作成方法があり、一つは、実績降雨を引伸ばす方法、もう一つは降雨強度式を用いる方法であること、②降雨強度式を用いる方法では、降雨の継続時間（計画降雨継続時間）を設定する必要があること、③実績降雨を引伸ばす方法では、降雨の継続時間は実績により、引き伸ばし対象となる時間が計画降雨継続時間とすること、④これら二つの方法のいずれによっても、設定した計画降雨の継続時間内の雨量が計画降雨量となることを説明しているにすぎない。そして、後述のとおり降雨強度は瞬間的な雨の強さを表す単位（mm/h）であるから、「強度」が「量」となるとの表記は明白な誤記である。「（あるいは降雨強度）が計画降雨量となる」との表現は言葉足らず（日本語としては誤記）であり、正しくは「降雨強度式を用いる方法では、計画降雨継続時間と降雨強度（mm/h）より求められる雨量が計画雨量である」と記載すべき箇所であろう。

このように、かかる手引案の文脈においても、「計画降雨継続時間内の雨量」と「降雨強度」を同じ意味で取り扱っているものではない。被告は、文脈を考慮せずに言葉足らずとなっている表現を奇貨として、これを不正確に引用した上で不合理な主張をしているのである。また、同手引き案のその余のいずれの文章にも降雨強度が計画降雨継続時間内の雨量と同じ意味であるなどとの記載は一切ない。なお、これらは以下述べるとおり降雨強度の概念からは当然のことである。

### 3 降雨強度について

#### (1) はじめに

被告は、「原告らの主張する降雨強度は、計画降雨継続時間内の雨量と同じであり、川棚川においては洪水到達時間の3時間雨量のことである」などと主張し、雨量の超過確率と降雨強度の超過確率は同じであるため、(技術基準にて求められている)降雨強度の超過確率の検討が不要である旨を主張する。

さて、被告の主張を見ると、降雨強度やその超過確率の概念自体を適切に理解していないようであるので、今一度降雨強度について整理しておく。

#### (2) 降雨強度とその超過確率

降雨強度は瞬間的な雨の強さを1時間あたりに換算したもの(例えば、自動車であれば時速)であり、一定の時間あたりの雨量(自動車と言えば一定の時間あたりの移動距離)とは概念そのものが全く異なる。再論するが、降雨強度という用語自体、瞬間的な雨の強さを1時間あたりに換算した雨量であり、単位はmm/h(ミリメートル毎時)である。例えば、1分間に2.5mmの降雨が(継続して1時間)あった場合  $2.5(\text{mm}) \times 60(\text{分}) = 150(\text{mm/h})$  として算定する。<sup>1</sup>

降雨強度の超過確率は、一定の時間あたりの雨量が、定められた数値を超える確率である。例えば10分間で30mm以上の量の雨が降る強さ(この場合  $180\text{mm/h}^2$ ) となることが50年に1度ある場合には、10分間に180mm/hの降雨強度となる確率は1/50年と評価される。

---

<sup>1</sup> 1時間にわたって同じ強度の降雨が継続した場合。なお、1時間に1分間のみ2.5mmの降雨であった場合は2.5mm/hとなる。

<sup>2</sup> 計算式：1時間は10分の6倍であるから、 $30(\text{mm}) \times 6 = 180\text{mm/h}$ となる。

(3) 1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の降雨強度の超過確率が同じか

さて、被告は、洪水到達時間である「3時間雨量の引き伸ばし後の雨量の年超過確率が1/100年の203ミリメートルである」、「降雨強度は3時間で検討されているのであるから」「1時間当たりの降雨強度を検討する必要はない」との独自の主張（被告第2準備書面p26）を展開し、第4準備書面においてもかかる主張を踏まえて、「原告主張の降雨強度は、計画降雨継続時間内の雨量と同じ」「3時間雨量のこと」（被告第4準備書面p14）などと主張している。すなわち、1時間降雨の降雨強度の超過確率を検討するまでもないとして、あたかもこれと計画降雨継続時間である3時間降雨の総雨量の超過確率と同じであるかのような主張をしている。このように、一般論として1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の総雨量の超過確率が同じとなることがあるであろうか。

参考として、起業者である長崎県の土木部建築課が公表している確率雨量強度表（開発許可における排水設備の技術基準にて基礎とする降雨強度の算定式を公表しているもの<sup>3</sup>、甲C22）の記載を試みる。ここでは、被告の強弁する降雨強度の認識（1時間降雨の

---

<sup>3</sup>参照条文：都市計画法施行規則22条(排水施設の管渠の勾配及び断面積)

「第二十二條 [令第二十六條第一号](#) の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。」

確率雨量強度表は、排水計画を策定するために各地域に応じて用いられる必要性から、各都道府県にて公表しているもの。

降雨強度の超過確率が3時間降雨の総雨量の超過確率が同じとの趣旨の主張)が明白に誤りであることが読み取れる。ここでは、例えば佐世保地区の1/200年の超過確率となる60分降雨の降雨強度は127.4mm/h(甲C22・P6佐世保地区の1/200年の行のうち60分の欄の降雨強度)として記載がなされている。なお、同表では、1/200年(200年に1度の超過確率)の行では、3時間降雨の降雨強度(換算値)としては76.1mm/hと記載されている。時間が長くなれば、強い雨が継続する確率も低くなるため、同じ確率(1/200年)であれば、継続時間が長くなるほど降雨強度の数值は低下するのである。このため、同じ超過確率であれば1時間降雨における降雨強度と3時間降雨における降雨強度(換算値)とは必ず異なる数值となるのである。言い換えれば、1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の降雨強度(換算値)の超過確率が同じとなることはない。

したがって、被告のあたかも3時間降雨総雨量の検証を行えば、1時間降雨の降雨強度を検討する必要がないかのような主張は、明らかに降雨強度の定義(mm/h)を誤っており、不合理極まりない。1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の総雨量の超過確率の数值は異なるものとなるのであるから、起業者の行った3時間降雨の降雨量の超過確率では、1時間降雨の降雨強度の超過確率は算定できない。

(4) 降雨量の超過確率と1時間あたりの降雨強度の超過確率の違い

それでは、被告の「3時間雨量の引き伸ばし後の雨量の年超過確率が1/100年の203ミリメートルである」(被告第2準備書面)から、これ(203mm/3時間<sup>4</sup>)が降雨強度であるので、その超過確率

---

<sup>4</sup> 降雨強度は1時間あたりに換算することとなるので、降雨強度は約67.66mm/h(計算式)203÷3=67.666666…(mm/h)

を検討しているから、1時間当たりの降雨強度の超過確率の検討は不要である旨の主張はどうであろうか。

確かに、3時間あたりの降雨強度（換算値）の算定としては、3時間で203mmの降雨があることを基礎として3時間降雨の降雨強度の算定はできる。すなわち、 $203\text{mm}/3\text{h} = 67.3\text{mm/h}$ である。

佐世保地区の場合、本件事業の計画規模と同じ1/100年であれば3時間降雨での降雨強度（換算値）は69.6mm/hである（甲C22・P6）。3倍すると208.8mmとなり、計画雨量である3時間雨量203mmにやや近接する。他方で、同表では1時間降雨の1/100年の超過確率となる降雨強度は117.1mm/h程度（甲C22・同）であり、3時間あたりの降雨強度（換算値）（69.6mm/h）の約1.68倍である。

降雨量の超過確率としては、3時間降雨で203mmの降雨量（降雨強度では3時間降雨の降雨強度67.67mm/h）すなわち、3時間にわたって、1時間あたり約67.67mmの降雨量が3時間継続する確率が1/100年となりうることについては、特に異論はない。しかし、前述のとおり、1時間降雨の降雨強度と3時間降雨の降雨強度の超過確率が同じとなることはありえないのであるから、1/100年の超過確率では1時間降雨の降雨強度が67.67mm/hとなることはありえない。仮に佐世保地区の1/100の場合の3時間降雨の降雨強度と1時間降雨の降雨強度の比率である1.68倍と同じ比率となると仮定した場合には1時間降雨の降雨強度は $113.68\text{mm/h}$ <sup>5</sup>となる。他方で、起業者長崎県の想定する基本高水におけるピーク時(1時間)

---

<sup>5</sup> 3時間あたりの降雨強度67.67mm/h

1時間当たりの降雨強度が、3時間あたりの降雨強度の1.68倍と仮定する。

(計算式) $67.67 \times 1.68 = 113.6856 \dots$



の降雨強度は 138 mm/h であるから、これと大幅にかけ離れていることが明らかとなっている。

既に原告第 5 準備書面にて述べたとおり、1 時間でかかるピーク雨量が発生する(超過)確率(1 時間当たりなので降雨強度と同じ)は 500~1000 年に 1 度の確率であり、計画規模における 1/100 年との乖離が著しい。このように超過確率を検討すると計画規模を大幅に下回る確率となることから、被告は、そのことが明らかになることを防ぐために、本来は検討すべき 1 時間降雨での降雨強度の超過確率について、検討する必要はないと主張するに過ぎないのである。

## 2 対象降雨の洪水到達時間内雨量の降雨強度の年超過確率は 1 / 100 との主張について

### (1) 川棚川で 1 時間降雨 138 mm/h となる確率について

この点、被告は従前同様に、原告らの主張とは無関係な手続きの説明を縷々主張して議論を回避しようとしている。加えて、昭和 57 年 7 月の長崎豪雨で 1 時間あたり 150 ミリ以上の雨量を観測しているなどとして、川棚川で 138 ミリとなることが想定できない数値でないなどと主張する。

しかし、被告の引用する昭和 57 年 7 月の長崎豪雨は、1 時間雨量が日本観測史上最高の数値が生じた未曾有の豪雨(甲 C 2 3)であって、全国的にも稀(唯一の事例)な事例をあえて引用しているものである。逆に言えば、そのような特異な事例を引用しなければならないほど、起業者の想定する特殊な集中豪雨が異常な数値となっているのである。

加えて、起業者の公表している確率雨量強度表(甲 C 2 2・P6)のうち、川棚川流域にて適用される地区(佐世保地区)のものにおいても、降雨強度が 127mm/h となる超過確率は 1/200 年程度とされ

ている。すなわち、起業者は佐世保地区では 127mm/h の降雨強度は概ね 200 年に 1 度程度の超過確率しかないと公表している一方で、被告は 1/100 年の計画規模である石木ダムの建設計画においては 138mm/h<sup>6</sup>(佐世保地区で想定される降雨強度を回帰式にて換算すると 147mm/h に相当する)の降雨強度となる確率については検討の必要がないと主張しているのである。検討の必要がないとの主張をする理由は、佐世保地区での 1/200 年の確率である 127mm/h よりも強い降雨強度(川棚川流域で 138mm/h、佐世保地区では 147mm/h に相当)となる確率は、起業者の算定によっても 1/200 年よりも低いことは明らかであり、計画規模 1/100 年とかけ離れた低い超過確率となることが明白であるためである。被告は、かかる超過確率を検討すれば治水目的での本件ダム事業の必要性がないことが明らかになってしまうことから、かかる議論を回避する態度に終始しているのである。

## (2) 技術基準の理解

ア 被告が述べるとおり、技術基準では「単純に引き伸ばすことによって著しく不合理が生ずる場合には、修正を加える。」とされ、「短時間に降雨が比較的集中しているパターンを引き伸ばした結果、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に著しく差異があるような場合には、対象降雨として採択することが不適當であると考えられるため、当該降雨のパターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却すること」などが求められている。

---

<sup>6</sup> 川棚地区での数値。佐世保地区での換算値では、147mm/h となる。  
佐世保観測所と川棚川流域平均雨量との相関解析により、川棚川流域平均雨量は佐世保気象台の 0.94 倍とされているため(甲 C11・3 枚目(2-12)～4 枚目)。  
(計算式)  $138\text{mm/h} \div 0.94 = 147\text{mm/h}$

イ 既述のとおり、降雨強度の超過確率において1/500～1000年（甲C20～21）となっている以上、技術基準が不合理なものとする「計画規模の超過確率（1/100年）に著しく差異がある」場合（本件では確率として5倍以上の差異）であることは明白である。このため、起業者としては引き伸ばし後の降雨波形について対象降雨から棄却するなどして、1時間当たりの降雨強度の超過確率が1/100年程度となるように差異を是正する必要があった。原告が問題としているのは、かかる超過確率の著しい差異につき是正を要するにもかかわらず、これをことさらに無視して、治水計画が策定されていることである。

ウ この点、被告は「川棚川の昭和42年7月9日の降雨波形で説明すると、24時間の雨量のうち、洪水到達時間の3時間以外の21時間雨量において、引き伸ばし後の雨量が極端に大きくなっていないかについて、引き伸ばし後のハイトグラフにおいて確認しておく必要があるということである。」などと理解不能な主張をする。

何をどのように解釈すれば、洪水到達時間の3時間以外の21時間雨量を検討することになるのか全く理解できないところである。洪水到達時間以外の時間の雨量を検討しても、洪水の際の流量には大きな影響がないのであるから、このような無意味な検討をなすことを技術基準として定めることはありえない。このような無理な解釈をしなければ、被告は自ら(国土交通省)定めた技術基準を満足していないことを自白しているのである。

エ したがって、被告の主張は、技術基準の記載を全く理解していないか、もしくは十分に理解した上であえて正面からの議論

を回避すべく無理な論理を展開しているものかのいずれかである。

### 3 年超過確率そのものについて反論がない事実

また、被告は、次の各点（①～③）については認否を回避し、反論を一切加えていない。いずれも基本高水流量の妥当性があるのであれば当然に反論をすべきポイントである。

- ① 基本高水におけるピーク時間帯の降雨強度の超過確率は1 / 500年～1 / 1000年である。
- ② 基準地点である山道橋における流量が1400立方メートル／秒となる確率について長崎県や被告は一切検討をしていない。
- ③ ピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率（1時間あたりの降雨強度の超過確率）によって、起業者が設定した基本高水流量となる確率が500～1000年に1度しか発生しないことが明らかになっている。

これらについて、被告側にて検討した結論と異なるのであれば、治水計画の基礎となる基本高水流量の相当性（計画規模と合致する治水計画となっているか）にとって重要な点（事業の公益性に直結する議論）であるから、当然に反論がなされるべきところであろう。

しかし、反論のみならず、認否もなさない被告の態度からは、これらの点については被告としても認めざるをえないのである。

### 4 結論

以上のとおり、本件では（第2で述べたとおり恣意的に設定された）計画規模（1/100年）との対比においても、異常な確率1/500～1000年でしか発生しない川棚川の流量をもって基本高水流量と設定していることは証拠上明らかである。

これらの客観的事実を無視して、本件事業認定がなされたものであって、石木ダム事業が、起業者によるダム建設ありきの恣意的な治水計画によるものであること、及び、被告が、事業の公益性につき客観的な検討をしないまま、本件事業認定処分をしたことは明らかというべきである。

#### 第4 上流の越流により想定する流量となることがない点

##### 1 原告ら主張

原告らは、訴状において、次のとおりの主張をしている。

「川棚川の石木川合流点よりも上流の地点は、全て治水安全度は1/30 対応のままなので、1/100 の治水安全度とした場合にて設定した基本高水流量が流れることが想定された降雨状況の場合には、同合流地点よりも上流の地点にて流下能力流量を超える流量の水が流れてくる。このため、100年に一度の豪雨が降った場合には、石木川との合流地点よりも上流部にて流下能力流量を超えた水は川棚川の外部へと越水してしまう。その結果、基準点となる山道橋付近では既に大幅に流下してくる水量は減少していることとなる。このため、基準点である山道橋付近を含めた下流域では、河川整備計画にて想定していたような流量（基本高水流量）とはなりえない。仮に計画降雨パターンの降雨があっても、石木ダムの有無にかかわらず、石木川合流地点よりも下流域では大きな氾濫は起きず、これよりも上流地点の流下能力の乏しい区間にて多大な氾濫が発生するのである。」

##### 2 原告の主張を基礎づける起業者作成の資料

そして、この点、起業者長崎県にて平成18年3月に作成した川棚川想定氾濫区域図の資料（甲C24・図2.2.1）においても、1/100の計画規模にて想定する流量が発生した場合には、石木川合流地点より

上流の地点にて流下能力が不足する地点が多数箇所存在することに  
ついて確認がなされている。

このように、川棚川では、起業者は 1/100 の計画規模にて想定する流量 1400 m<sup>3</sup>/秒となるような降雨となった場合には、石木川合流地点の上流の複数地点にて越水が発生することは客観的に明らかである。そして、上流地点にて越水が発生すれば、川棚川を流れる水は堤防外に流れ出るのであるから、下流地点に達する流量も必然的に低下する。にもかかわらず、起業者はあえてこのように流量が低下する事実は隠蔽（検討をしているにもかかわらず数値として考慮していない）した上で、意図的に基準地点における流量を過大な流量としているのである。すなわち、基本高水流量を想定降雨時に生じるであろう流量よりも意図的に増加させているのである。

### 3 被告の反論状況

この上流地点で水流が溢れる結果として、仮に設定された基本高水流量が発生するとされた降雨があったとしても、現実には、基準地点において 1400 m<sup>3</sup>/秒もの流量が発生することはないとの原告らの主張に対して、被告からは何ら実質的な反論はなされていない。

せいぜい答弁書 p 80 で「上流地点についても将来的には河川整備基本方針の計画規模 1/100 で整備していることとしている」との抽象的な主張をしているに止まる。また、その将来というのがどの時期であるか明言しない上、かかる主張について何らの根拠も示していないのである。そもそも、川棚川河川整備方針や川棚川河川整備計画においては、現実にもこのように整備する予定がないのであるから、根拠を示せるはずがない。

### 4 被告の反論には何ら根拠がない点

川棚川河川整備方針にも、川棚川河川整備計画にも、かかる主張を基礎付ける記載は一切ない。整備計画に記載された計画規模については、単に「優先的に石木川合流地点下流を概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流地点上流については、概ね 30 年に 1 回発生する降雨による流量の安全な流下を図ります。」と記載しているだけである（甲 C1・p 9）。

すなわち、本事業計画の前提たる河川整備計画においては、何ら石木川合流地点の上流について計画規模 1/100 で整備することとなっていない。言い換えれば、当該河川整備計画の中では仮に起業者の想定する降雨が発生した場合には、上流部にて越流して流量が減少することについて認識がありながら、かかる事情は無視して基準地点では基本高水流量となるはずだとの計画となっているのである。

このように、被告及び起業者長崎県は、石木ダム建設にとって都合の悪い事情は一切看過して、事業計画を策定しているものであり、恣意的な事業計画となっていることは明白である。

## 5 結論

結局、起業者が 1/100 年の確率として想定する特異な降雨があったとしても、石木川合流地点より上流の地点にて多数箇所がかかる場合の流量を流すことのできる流下能力を下回っているのであるから、上流部にて大量に越流が発生することとなる。したがって、現実基準地点にて 1400 m<sup>3</sup>/秒という流量が発生することはない。起業者は、かかる事実を意図的に隠蔽して、基本高水流量を水増ししているのである。

## 6 求釈明事項

前述のとおり、仮に起業者が想定する 1/100 年の降雨が発生した場合でも石木川合流地点より上流部の多数箇所にて越水することは明らかである。

この点、被告においてかかる原告らの主張が事実と反するというのであれば以下の各点について具体的根拠をもって明らかにされたい。

- (1) 計画規模 1/100 にて発生すると想定している降雨が発生した場合に、石木川合流地点より上流部にて越流することなく流下できるか否か。
- (2) 仮に (1) にて越流するとすれば、どの地点でどの程度の流量が川棚川本流から流出することとなるか。
- (3) (1) にて越流するとすれば、1/100 年の確率で想定する降雨があった場合、基準地点における基本高水流量 1400 m<sup>3</sup>/秒を算定する過程において、石木川合流地点より上流にて堤防を越えて溢れることを考慮して基本高水流量を算定したか、否か。
- (4) (1) にて仮に流出（越流）しないとすれば、流下能力が想定する流量を下回る地点について、いかなる理由から本川から越流しないと言えるのか。すなわち、流下能力が不足する各地点において、事業計画もしくは河川整備計画で具体的にいかなる手当がなされているか。
- (5) 石木川合流地点より上流地点において計画規模 1/100 に対応した河川整備を具体的に計画しているか、しているとすればその時期及び整備内容を明らかにされたい。

## 第 5 石木ダムの効果及び必要性にかかる原告らの反論

### 1 はじめに

まず、本件では、「任意」に取得した土地において、どのようなダ



ムが適切あるいは必要であるのか、という一般的・抽象的な議論をしているものではない。

すなわち、本件では、事業認定及びその後の収用という強制的な手続によって、原告らの権利を奪ってまで、石木ダムを建設する必要があるのか、石木ダムによらねば将来の水害を防止することができないのか、という視点に基づいて検討がなされなければならないのであり、その意味において一般的・抽象的な主張は何ら意味をもたない。

しかるに、被告の主張は、一般的・抽象的にどのような治水が望ましいのかという視点で反論するに過ぎない。そこでは失われるものの検討は一切なされていない。

石木ダムによって、失われるものが、憲法上の個人の尊厳、総体として人間そのもの、人格権、社会、環境その他あらゆる側面に亘るものであることは、これまで主張した通りである。

被告が、第4準備書面において、石木ダムによって失われるものに関する具体的主張を一切していないことは、被告の主張が、本件事業認定が有効であることを主張する上でも最も重要な観点を欠いた主張に過ぎないことを直接的に示すものであることをまず確認しておく。

## 2 被告の主張

被告は、被告第4準備書面17頁以下において、

- ①堤防には余裕高が必要である
  - ②原告らが挙げる代替案が現実的なものではない
  - ③洪水被害の原因分析はなされている
- と主張する。

しかし、上記①乃至③はいずれも、先に述べた一般的・抽象的な主張に過ぎないか、原告ら主張に対する反論にすらなっていないかのい

ずれかであって、原告らの大きな犠牲の上に、石木ダムが必要であるとの結論を導くことができないことは明らかである。

以下、①乃至③の順で詳述する。

3 ①堤防には余裕高が必要である、という点について

- (1) まず、原告らの堤防高に係る主張は、堤防余裕高は法令上要求されるものではなく、仮に堤防余裕高を0.6メートルあるいは1メートル必要であるとした場合であっても、実際に基準値点における基本高水流量1400立方メートル/秒を流した場合にこの堤防余裕高を下回る区間は一部の限られた区間に過ぎないのであるから、計画高水位を変更すること、あるいは、計画高水位を変更せずに堤防嵩上工事・河道掘削工事の一方又は双方を利用することによって被告が必要とする堤防余裕高を確保することが可能である、と主張するものである。
- (2) しかし、この点に対する被告の主張は、一般的・抽象的な治水の考え方を持ち出して、縷々述べるが、結局、「計画高水位以下の流水の浸透水などの通常起こり得る現象に対して安全に造られるべきである」という一般的・抽象的な考え方を示すものに過ぎず、何より、本件では、法令上余裕高が必要ではない掘込河道にあたり、且つ、仮に堤防高を求めるとしても0.6メートルで足りるとする原告らの主張に対する反論にすらなっていない。
- (3) 以上の通り、計画高水位の変更、不要な堤防高を求めるとしても1400立方メートル/秒を現実に法令上の問題を生ずることなく流下させることができるし（当然、過去に生じた水害における流量を流下させることもできる）、治水代替案の併用等で対応することができるのであるから、原告らの多大な犠牲が生ずる石木ダムが必要であるはずがない。

#### 4 ②代替案について

##### (1) 原告らの主張

まず、原告らの主張は、予定されている河道整備のみで法令上の問題・現実の問題を生ずることなく、基本高水流量を現実に流下させることができるのであるから、原告らの大きな犠牲の上にダムをつくる必要はない、と主張するものである。

さらに、仮に本件で法令上要求されていない堤防余裕高を考慮するのであれば、堤防嵩上げで足りるし、計画高水位を超えている区間が存在することが問題であるのであれば河道掘削で対応することが可能であると主張するものである。

##### (2) 被告の反論が失当であること

これに対して、被告は、原告らの上記主張を敢えて誤って捉えた上で、一般的・抽象的な治水の大原則に反すると反論するに過ぎず、何ら具体的な反論をしない。

すなわち、被告の主張は、冒頭で述べた通り、失われるものを一切考慮していないという点で失当であるし、また、100年に1度の計画規模で被告が主張している雨量が生じた場合に現実に流下させることができるとの事実から目を背け（この点について被告が未だ認否しないことからその姿勢は明らかである）、あくまで石木ダムあるいは大規模且つ大きなコストを要する代替案によらない限り流下させることができないことを前提に主張を展開している点においても失当といわざるを得ない。

#### 5 ③過去の洪水の原因分析について

##### (1) 原告らの主張

まず、この点に関する従来の被告の主張は、「過去の洪水被害の原因分析について、洪水が発生している（あるいは発生すると予想さ

れる) 場合には、それが河川の氾濫とは別の原因によるものであると確認することができない以上、河川の氾濫の可能性を前提に治水対策を行うことが河川管理者の基本的姿勢であるとする」というものであったところ、原告らは、上記主張に対して、別原因であると確認できない以上、氾濫の可能性を前提に治水対策をしようとしている点を誤っていると主張しているのではなく、長崎県は過去の洪水被害について、「別原因でないと確認するに足りるだけの検証作業」、さらに、「この検証作業を経て過去の洪水の原因分析を行った上で石木ダムによる外水氾濫、内水氾濫、支流氾濫に対する具体的効果の検証」のいずれもしていない、そして、このいずれもしていないのは、「これを実施すれば、石木ダムの具体的効果がないことが明らかとなるからである」と主張するものである。

- (2) 被告は、上記の原告らの主張に対して、洪水が堤防を越えたことがあった旨主張するにとどまり、過去の洪水被害時に支流氾濫及び内水氾濫のいずれもなかったこと（別原因ではないこと）については何ら具体的な主張をしない。

それは、過去の洪水被害時に現実に支流氾濫・内水氾濫が発生していたがためである。

すなわち、ダムの必要性を基礎づけるものとして被告が何度も用いた平成2年7月の洪水については、その事情を最も了知している川棚町長が定例議会において、江川橋周辺地域の浸水は、主として内水による浸水が多かったこと、さらに、栄町の浸水について川棚川に面した排水溝から川棚川の水が逆流したことが確認されたこと、さらに、宿郷の浸水についても、堤防を一部切り取って作られていた消防車進入路から川棚川の水が逆流したことが確認されたことを認めており、川棚川から同地域に対する逆流防止措置を講ずる必要

があることを述べており、外水氾濫が主な原因ではなかったと結論付けているのである。

そうすると、過去の水害を防止する視点からは、内水氾濫対策や支流氾濫対策こそ求められるのであり、内水氾濫及び支流氾濫に対して具体的・客観的効果が全く検証されていない石木ダムによって再度の内水氾濫・支流氾濫を防ぐことはできないのである。

- (3) 以上の点からも、被告の主張は過去の客観的な洪水の原因分析・結果分析を誤ったものであることは明らかである。

## 第6 結語

以上のとおり、事業認定を行う上で、失われる利益との対比において、原処分庁が、公益性の認定を適切に行っていたものとは到底評価しえない。また、被告が、都合の悪い点については議論を回避し、いずれの点においても議論の正面から有効・適切な反論をなしえていない事情は、本件事業計画そのものが恣意的に策定されたものであることを端的に示している。

起業者が任意で取得した土地にダムを建設するのであれば、単なる税金の用途の問題に止まる。しかし、前述のとおり、本件では、事業認定及びその後の収用という強制的な手続によって、原告らの権利を奪い去ってまで、石木ダム建設をする必要があるかが問題となっている。

そこでは、失われる原告らの権利・利益との比較で、本書面で述べたように恣意的に策定された事業計画が真に公益性を有するものであるか否かが客観的且つ丁寧に検討されるべきであるところ、石木ダムありきの計画であり、客観的な審査すらなされていないことが明らかとなった本件事業認定は取り消されなければならないのである。

以上